

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>Ⅲ-2-2 損害保険代理店の登録事務</p> <p>損害保険代理店の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) ～(9) (略)</p> <p>(10) 損害保険会社が他の損害保険会社の事業の遂行に必要な一切の業務を行う際に代理店となる手続（法第98条関係）</p> <p>① 損害保険会社の本店は、法第98条第2項の規定により金融庁長官の認可を受け、本店の所在地の管轄財務局へ法第276 条に基づく代理店の登録を行う。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>Ⅲ-2-14 付随業務の取扱い</p> <p>Ⅲ-2-14-1 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅲ-2-2 損害保険代理店の登録事務</p> <p>損害保険代理店の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) ～(9) (略)</p> <p>(10) 損害保険会社が他の損害保険会社の事業の遂行に必要な一切の業務を行う際に代理店となる手続（法第98条関係）</p> <p>① 損害保険会社の本店は、法第98条第2項の規定により金融庁長官の認可を受け、又は同項ただし書の規定により金融庁長官へ届出を行い、本店の所在地の管轄財務局へ法第276 条に基づく代理店の登録を行う。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>Ⅲ-2-14 付随業務の取扱い</p> <p>Ⅲ-2-14-1 (略)</p> <p><u>Ⅲ-2-14-2 保険業等の業務の代理又は事務の代行</u></p> <p><u>保険会社又は外国保険会社等が、法第 98 条第 2 項ただし書の規定により、子会社又は密接な関係を有する者に係る保険業等の業務の代理又は事務の代行（以下、Ⅲ-2-14-2 において「業務代理等」という。）を行おうとするときは、別紙様式 6 の 3 により、あらかじめ金融庁長官に届け出るものとする。</u></p> <p><u>この場合においては、法第 100 条の 3 又は法第 194 条及び規則第 51 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項の他、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 業務代理等の契約の相手方が、子会社又は規則第 51 条の 3 各号若しくは規則第 141 条の 3 各号に掲げる密接な関係を有する者に該当する者であること。</u></p> <p><u>(2) 当該届出後、業務代理等の契約の相手方が子会社又は密接な関係を有</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
	<u>する者に該当しなくなるときは、あらかじめ、法第98条第2項本文による金融庁長官の認可を要すること。</u>